

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社富士建	代表者氏名	藤本 孝
主たる営業所の所在地	香川県丸亀市飯山町東坂元3638番地 2		
許可番号	香川県知事許可 (般ー6) 第7666号	許可を受けている建設業の種類	建、と、屋、タ、板

2 処分に関する事項

処分年月日	令和7年7月15日	処分を行った者	香川県知事
根拠法令	建設業法第29条第1項第2号（同法第8条第12号該当）		
処分の内容 建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し			
処分の原因となった事実	欠格要件該当		
株式会社富士建の役員は、傷害の罪（刑法第204条）により、令和3年8月5日、丸亀簡易裁判所から罰金40万円の略式命令を受け、同月24日にその刑が確定している。 このことは、建設業法第29条第1項第2号（同法第8条第12号該当）に規定する許可の取消事由に該当する。			
その他参考となる事項			